

もうひとつの安心をプラス

# 国民年金基金をご存じですか？

## 国民年金基金とは

自営業などの方々を対象に、ゆとりある老後を過ごすことができるよう、老齢基礎年金に上乘せして年金を給付する公的な年金制度です。

## 加入できる人は

20歳から60歳未満の国民年金第1号被保険者です。ただし、国民年金の保険料を免除されている人、農業者年金に加入している人は、加入できません。

## 国民年金本体の保険料納付もお忘れなく！

国民年金の保険料が未納となった場合、その未納となった期間については基金の掛け金を納付していたとしても、年金または遺族一時金が支給されません。

国民年金の保険料も忘れずに納付してください。



## 国民年金基金の5つのメリット

### 税制面で優遇

国民年金基金の掛け金はすべて社会保険料として所得から控除され、受け取る年金にも公的年金控除が適用されます。

### 掛け金がお得

年金の受取額が同額の場合、月々の掛け金は一般の個人年金に比べて安くなっています。

### 何口からでも加入できて、増減も自由

毎月の掛け金の上限である68,000円の範囲内なら何口からでも始められ（ただし、個人型確定拠出年金に加入している場合には、その掛け金と合わせて68,000円が上限）、さらに加入後も増減できます。

### ニーズに合った年金設計が可能

いろいろなタイプがあるので、それぞれに合った年金設計ができます。

### 公的年金だから安心

国民年金基金の支給する老齢年金は、国民年金とともに「国民年金法」で定められた公的年金です。

## 年金相談所を開設します！

## お気軽にご相談を

香川県国民年金基金では、国民年金を含めた年金相談所を開設します。

10月13日(金) 相談時間：午前10時～午後4時 三豊市役所本庁舎 3階セミナールーム

16日(月) 相談時間：午前10時～午後4時 三野町社会福祉センター 1階会議室

問い合わせ 香川県国民年金基金 0120・65・4192 まで

# 国民年金のお知らせ

## 年末調整や確定申告に「国民年金保険料控除証明書」が必要になりました

・所得税法の改正により、平成17年度分の所得の申告から、国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合に、1年間に納付した国民年金保険料を証明する書類の添付が義務付けられました。

このため、生命保険会社等が発行する控除証明書と同様に、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する控除証明書(はがき)が、社会保険庁から11月上旬に送付されます。

・証明内容は、1月1日から9月30日までに納付された国民年金保険料の額と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込額です。10月1日から12月31日までの間に初めて保険料を納付した方については、翌年2月上旬に同様の証明書が送付されます。



年末調整や確定申告の際は、必ずこの証明書や領収書が必要となりますので、申告を行うまで大切に保管してください。

問い合わせ 善通寺社会保険事務所 国民年金課 0877(62)1660